

国民健康保険限度額適用認定証及び 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新のご案内

基山町国民健康保険に加入し、とで、所得区分に応じた負担額等の手続きが必要で

現在「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、認定証の有効期限が7月31日までとなっております。8月以降も認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。8月からは70歳以上の現役並み所得者（3割負担の方）の方も対象となります。

入院治療や高額な外来診療を受ける際に、限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示するこ

「5年の後納制度」とは、未納になっていく過去5年分の国民年金保険料を納付することができず、未納の間が足りずに年金を受給できなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度は、平成30年9月30日までを終了します。（9月30日までに納付をしてください。）利用希望の方は、早めの申込みをお願いします。

来年度の年金額が増えたり、納付期間が足りずに年金を受給できなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。

等の手続きが必要で

▽申請期間

7月23日（月）～8月31日（金）

▽持参するもの

・本人確認書類（免許証等）

・国民健康保険被保険者証

・印鑑

・個人番号カード又は通知カード

・ド（世帯主と対象被保険者の方）

※申請・問合せ先

住民課 保険年金係

092-7934

092-7934

国民年金保険料「5年の後納制度」は9月30日まで！

「5年の後納制度」とは、未納になっていく過去5年分の国民年金保険料を納付することができず、未納の間が足りずに年金を受給できなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度は、平成30年9月30日までを終了します。（9月30日までに納付をしてください。）利用希望の方は、早めの申込みをお願いします。

来年度の年金額が増えたり、納付期間が足りずに年金を受給できなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。

方などは、後納制度の利用はできませんのでご注意ください。

※問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004

佐賀年金事務所

0952-31-4191

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用されている薬

をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、薬代の自己負担額がどの程度軽減されるか試算した差額通知はがき「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を8月に発送します。

▽通知対象者

平成30年4月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額に一定以上の軽減が見込まれる方（必ずしもすべての方に届くわけではありません。）

▽通知記載内容

・薬代の金額のみ表示していません。実際の窓口での支払いには、技術料・管理料等の別費用が含まれていることがあります。

・ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることを伝えるもので、切り替えを強制するものではありません。

▽ジェネリック医薬品とは

最初に作られた薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果をもつ医薬品ですが、全く同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望される場合は、かかりつけの医師・薬剤師へご相談ください。

▽通知書に関する問合せ窓口

専用窓口「国民健康保険中央会コールセンター」を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルが記載されています。

※問合せ先

佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 企画・保健係

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

0952-64-8476

